

スズメのさえずり、ネズミの体当たり

2013年4月29日

筒井哲郎

4月10日に原子力規制委員会・規制庁は、27通3,000ページの新規制基準案を公開して、連休を含む1ヶ月、つまり5月10日までに「意見のある人は意見を出せ」とPublic Commentを求めた。1日100ページを読んでも、30日では読むだけで時間切れになる。これに先立って、去る2月に「設計基準の骨子案」「シビアアクシデントの骨子案」「地震・津波の骨子案」の3案をPublic Commentにかけた時は、期限が3週間であった。米国では、原子力規制委員会（NRC）が1967年に同種の安全基準の骨子案をPublic Commentにかけたが、そのときの募集期間は75日であった。そしてもし遅れても、耳を傾けるべきものは取り入れるという態度を表明した。

日本の政府機関は、形だけPublic Commentを行うが、「一緒に考えてより良いものを作しましょう」というのではなくて、「国民が意気沮喪して、余計な口出しをしないように仕向けよう」と目論んでいるように見える。そうでなくても24時間、原子力規制の問題を考える時間のある人は原子力規制庁のお役人と電力会社の人々だけで、われわれ民間人は、平日は生業に忙しく、夜か休日のプライベートな時間にボランティアで意見具申を書かなければならない境遇にある。「自分たちが本業を休んでいる連休中に、文句のある奴は働け」というのは、そもそも「公衆の意見を歓迎する」という態度に反しており、民主社会の公僕として未成熟である。

新しい規制案に対して、言いたいことはたくさんあるが、その中に目を疑うような規則もあるので、その1例を紹介する。

文書番号(3)「東京電力福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護等に関する規則」というのがある。表題を見たとき、「1～4号機はメルトダウンして、周辺地域に放射性物質を放出する危険があるから、きちんと管理するように」という主旨のもとに、さまざまな業務に対する実施上の規則が書かれてあるのであろう、と推測して読み始めた。ところが、全然違っていた。1～4号機は関心外である。5・6号機を将来稼働させる日に向けて、日々の保全作業をきちんと行え（第12条）、運転をちゃんと行え（第14条）、放射線防護措置をちゃんと行え（第17条）、定期検査を実施せよ（第35条）、外部から物品又は役務を調達するときは調達仕様書をちゃんと書け（第6条2項）、といった調子で、正常に稼働している原発と同じ扱いをするように規則で定めている。もし、5・6号機が正常な状態であるなら、他の全国16箇所の原発48機と同じなのだから、何も特別にこの2機のために「規則」を定める必要はないはずである（特定の原発を対象とした規則は、この文書だけ）。したがって、いきなりこの規則だけを示されているわれわれには、

どんな政策意図があってこの規則を制定しようとしているのかが理解できない。

けれども、正常状態の原発に対して求める「日常の保守・運転・放射線管理などをきちんとやれ」という規則をこの2機を対象に規定しているのだから、この2機は「現在止まっているけれども、将来は運転するという意図していることが明らかである。

しかるに、現状はどうであろうか。確かに廃炉を決めたのは、1～4号機であって、5・6号機はそうでない。けれども、福島第一の敷地は、高濃度汚染水のタンクで足の踏み場もない。作業員は高い放射線被曝にさらされて、敷地内で正常な保守・運転・検査・放射線防護などを正常に行える環境にはない。それが分かっているながら、5・6号機は正常に扱われているかのごとく、白ばっくれている原子力規制委員会・原子力規制庁というのはいったいどういう人々の集まりなのであろうか。

この人々の目には福島第一の現場の実態は眼中にないのであろう。現場が泥濘の中に沈没していても、「原子炉は正常に保たれていて、日々保守が行われ、いつでも運転可能な状態に保たれている」と、言い繕うことのできる人々なのであろう。そして、霞ヶ関や永田町にいる総理大臣・国会議員、丸の内や大手町の銀行家や経済界の人々は、「今原発を軒並み廃炉にしたら、電力会社の資産が何兆円減価し（原発1機当たり平均簿価1千億円とすると5兆円）、株価が下がり、せっかくのアベノミクスが頓挫するから、廃炉を認めることを先送りして、動くはずのない原発も健全だということにしよう。もんじゅを廃炉にしたら同様に資産が蒸発し、おまけに資産勘定に入っている使用済み核燃料がマイナス勘定に入るから、それも先送りしよう」と、見たくない福島の実態に目をつむっている。東京の証券会社の店先に集う京雀たちは、かれらの甘い言葉を歓迎している。人気取りを専らとする要路の人々は京の中だけで通用する甘い声でさえずり、政権党を支持する京の世論はそれに囃し返す。

福島現場は、ベテラン作業員が放射線を被曝限度いっぱい浴びて退場していき、今は新米ばかりが数合わせしていると聞く。次から次と起こる冷却水漏れなどに、とりあえずの応急処置を仮設でまかないつつ、2年が過ぎた。そして、ネズミが身をもって仮設配電盤の端子間を短絡させて、冷却水ポンプを止める事故が2度も繰り返された。電気パネルの開口部に小動物の侵入を防ぐ金網を張るといのは、どういう設備でも日常行われていることで、それが設置されなかったことのほうが不思議だ。それだけ、現場は「とりあえず」の手抜き作業に頼らざるを得ない状況へ追い詰められているのであろう。野ネズミの「自爆テロ」（注1）がそのことを証明した。

要路の人々が京雀（＝世論）を相手に語る耳あたりの良い空疎な言説とそれに寄せる小市民たちの歓迎ぶり。かたや、今にも溢れ出しそうな高濃度汚染水の実態。この乖離が、そのまま規制庁の規則文書に表現されている（注2）。日本の中央政府の病は重篤である。

注1. 佐藤暁「核テロの脅威について考える」『科学』2013年5月号、P.561

注2. 東京と原発地元の対立という問題では、4月下旬にあらわになった、新潟県の泉田

知事と原子力規制委員会の田中委員長の対立がある。同様の対立は 2002 年に佐藤栄佐久福島県知事が東電の原発事故隠ぺいに怒って、東電の全原発を停止させ、東電の新旧役員を罷免させた事件がある。この時、政府と東電が一体になって報復し、検察庁特捜部が佐藤知事を検挙し、最高裁までが有罪判決を行った。司法が行政の下僕になった恥ずべき事件であった（佐藤栄佐久『知事抹殺』）。

(2013 年 4 月 27 日 哲)